

第13回 さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会 会議録

- 1 日時 平成18年12月19日(火) 午後7時～午後8時30分
- 2 場所 サークル室(文京シビックセンター12階)
- 3 出席者 専門委員会委員 内山巖雄委員長、安達修一委員長職務代理、永倉冬史委員、前田峰子委員、松平隆光委員、倉根修二委員、今井桂子委員、森英記委員
専門委員会幹事 大角男女協働子育て支援部長、大黒保健衛生部長、太田資源環境部長、奥山施設管理部長
区職員 久住保育課長、高橋環境対策課長、中村施設管理課長、佐藤保育係長、豊田主査

4 配付資料

資料第7号「第12回専門委員会検討内容とその対応」

資料第8号「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱(案)」

資料第9号「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱(案)」

資料第10号「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」(案)とその基本となる考え方

資料第10-1号「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」とその基本となる考え方

資料第11号 第3回ワーキンググループ提示資料と第13回専門委員会資料の対比

5 会議進行

心理相談・健康リスク相談について

保育課長 12月16日(土)の心理相談・健康リスク相談に1名の参加があった。次回の開催は、1月の27日(土)に開催する予定。

主な議題のワーキンググループ検討結果

保育課長 資料第7号を見ながら関連の資料を説明したい。前回の委員会の中で、立証責任は、基本的に健康対策の家族にはない、区が立証責任があることを明確にするべきでないか、という指摘があり、この委員会の中でもニュース第4号の内山先生原稿に記述の考え方が明確に示されれば安心できるのではないかと、という指摘もあった。要綱の中にこれらのことを盛り込むと内容が漠然とする。今回資料10号-1さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱(案)とその基本となる考え方について調整した。

1ページのはじめには、報告書の中の経過について示した。2 さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の基本的な考え方として、前段の部分は、ニュース4号の内山先生原稿から引用した。「このような考え方に基づき、万一、アスベストばく露の健康に対する影響が明らかになった場合、区は、アスベストのばく露

を受けた入所児童及び文京区職員が、こうした健康に対する影響についての補償等を得るまでに大きな労力や精神的負担と歳月を費やすことのないよう、誠意を持って対応してまいります。」を示した。3 本書の位置づけは、要綱については区で確定するが基本的な考え方も含めた解説については、区の公的な見解として示すものである。健康対策の実施要綱と、委員会の設置要綱さらに、基本的な考え方を健康対策実施の3点をセットとして、今後の健康対策を進めるものである。なお、資料第11号の第3回のワーキングでは、左のページについて、「被害者救済の立場に立ち、というのを被害者加害者という考えにそぐわないので誠意を持って対応してまいります。」に変えた。また、なお以下については、項目を設け本書の位置づけとした。

資料第8号の要綱について、前回の委員会の中で台帳整理については、全員の生存期間中と時効満了までとすべきであるという指摘をいただいた。民事的な債務不履行として10年というのを明記した方がよりの確であろうということで、第3条に追加した。健康管理台帳も現在調整中であり、整理して付け加える。第10条(費用負担)について ともに、死亡したときまで含めるべきであるという指摘があり、又はその疾患により死亡した場合において、を付け加えさせていただいた。ワーキングの中での指摘で、肺がんについてアスベストに起因するという表現になっていたが、専門委員会で判断をするのであるから、肺がんは肺がんということでもいいのではないかとこのので削除した。さらに条文を「アスベストに起因して発症する可能性がある」と学会等で認められた疾患」として、条文をわかりやすく修正した。さらに、 のところの腹膜及び心膜等はそのまにし、 の良性胸膜炎を良性石綿胸膜炎に訂正した。 として、委員長からアスベストの肺がんのガイドラインを作成していくことが必要だというメールをいただいているので、判定基準として第11条を提案したい。永倉委員からの指摘があった資料第7号の2ページ第12条ウ 大気汚染防止法に基づく特定粉じんの問題、工 建築基準法第12条の問題については同じ文言を盛り込んでいる。要綱上では、アからキについては条文の整理を行った。

さらにカとして、文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱(平成17年11月1日施行)に基づく報告があったときに行う確認及び指導を新たにも盛り込んである。その他として、条文中の「今回の事故」という表現を「改修工事の際のアスベストのばく露(以下「アスベストばく露」という。)」とした。さらに、条文の整理として、第6条から第8条までの条文中の字句の訂正をした。前回の委員会で専門委員会設置要綱の中の委員に対して罷免権を持つべきではないかという意見について議論があったが、第3条の第2項 区長は、委員全員の推薦を受けた者のうちから委員の委嘱を行うものとするとして、現在の委員の全員の推薦

を受けた方から次回の委員の人選を行うということを規定した。委員長が必要と認めた場合弁護士等の意見を聞いたらいいいのではないかという意見については、第5条第2項で読める。第2条第3項 知見を高めなければならないというのを、専門委員会は、第1項各号に規定する事項に関連する資料及び情報の収集に努めるものとする。その他として第2条、第3条、第7条において字句の整理をした。資料第10号は保護者説明会で配付するものであり、案内する。

委員長 ありがとうございます。前回の委員会からもう一度検討して欲しいという内容が、資料第7号であるが、まず、資料第7号と資料第10号を中心に意見をいただきたい。

委員 資料第7号の第10条の費用負担について「立証責任は基本的に健康対策者又はその家族にはない。」「専門委員会又は区が立証の責任を負う。」を加えたとあるが、資料第10号の第10条には反映されていない。

委員長 基本的な考え方として、前文としてこういう考え方として示すということである。「明らかでない認められたとき。」「起因すると認められたとき。」の表現で、どちらかに立証責任があるかを言い表しているのので、この表現は直さないことになった。その代わりに、この「基本となる考え方」で専門委員会で判断するということがいいのではないかということになった。

委員 二重否定が一般的に使われていないので分かりにくい。これが結果的に立証責任がない規定になっている。弁護士からみてもらったらこれでいいといわれた。

委員長 この要綱だけでは一般の方にも分からないので、要綱を作った目的を「基本的な考え方」で表現した。

委員 時効満了後10年間の意味はどういう意味があるのか。

男女協働子育て支援部長 10年間というのは除斥期間のことで、債務不履行という位置づけ、訴訟を提起されているので、債務不履行に基づく損害賠償責任は一般債権であるので時効は10年である、という意味である。

委員長 約束したことを守らないため債務不履行責任があって、最後の方が亡くなられてから10年以内であれば訴えることができるということなので、それまでは、時効が完成していないことになる。

委員 第11条は、肺がんに限定するのか。

委員長 肺がん以外に良性胸膜炎がある。

委員 良性胸膜炎と良性石綿胸膜炎をどこで分けるかが問題である。

委員長 プラークがあるかないかで分けるか。生牡蠣のアレルギーなどの良性胸膜炎。結核などもそうである。胸膜炎が起きれば良性になる。原因がはっきりしないものもある。

委員 一番動きそうなのが肺がんになる。

委員長　　ここは、肺がん及び良性胸膜炎にしたらどうか。

委員　　肺がんを取ってしまったらどうか。

委員長　　前条第2号の規定による肺がんに係る判定を行うための基準を定めるものとする。専門委員会は、前条の規定による疾患に係わる最新の医学的な知見を反映させるため、必要に応じて前項の基準の改定を行うものとする。

委員長　　私が気づいたところでは、2のさしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の基本的な考え方の中で、「現時点では、・・・アスベストばく露の健康に対する影響が明らかになっておりません。」ここでは、健康対策対象者の健康に対する影響が明らかになっていないので、主語として健康対策対象者を入れたらいいのではないかと思う。さらに「・・・これまでの公害裁判のように、補償を得るまでに大きな労力や精神的負担と歳月・・・」のところ、誰がということが抜けているので、「関係者の方々」を入れたい。また、「このような考え方に基づき、・・・こうした健康に対する影響に関しての補償等を得るまでに・・・」の「補償等」については、せっかく立証責任を因果関係を追及しないで、専門委員会で判断することになったので、ここは「関連費用」という表現にすることを提案したい。

委員　　費用負担というと軽い意味があって、説得力がない。例えば、保険治療などでいったん支払ったものを清算してもらおうような軽い感じがする。補償というと、保障されている感じがする。システムを決めてもらえればいい。言葉だけを考えるとそういう気がする。

男女協働子育て支援部長　　通常、補償というと、公害健康補償法がある、私どもが一番懸念しているのは、要綱と因果関係である。住民からこの要綱は注目を受けている。悪性中皮腫と肺がんを同一に扱ったら監査請求が出てくる可能性がある。現時点で、医学的な知見が異なるのに同じように費用負担を定めておくとそういったことがおきる可能性がある。そういうことに巻き込まれないで、救済できる体制を整えたい。考え方さえ決めておけば、システムはあとからでも可能である。考え方の内容を決めておきたい。関連費用という言葉が軽すぎるなら考えなければならない。

委員　　僕たちはシステムがきちんと機能してくれればいい。領収書を出してくれれば金を払いますというシステムができればいい。

男女協働子育て支援部長　　それがかなり難しい。国保連というのがある。そのことを話さなければならない。医師会との話もある。現行の保険制度のように法的な裏づけがないと難しい。考えられるのは立替払いという方法があると思う。負担にならない方法を考えたい。

委員　　単にお金を貰えばいいというのではなく、問題が解決したという安心感も含めた表現方法がいい。補償等という等の中に入っているのかと思うが、関連費用というとお金だけに聞こえる。

男女協働子育て支援部長 その表現が安心というならば、調整してみる。早く解決して安心したほうがいい。

委員長 普通の文章なら、補償等で問題がない。外から説明を求められた場合に説明責任を求められることにも対応できない。

委員 そういう心配があるなら、補償等ということで。

男女協働子育て支援部長 大丈夫。救済の立場から補償という表現でやりましょう。

保育課長 前文としても入っているので、大丈夫だと思う。

委員長 それでは、3の本書の位置づけとしては、1行であったものを付け足してもらったもので、これはこれでいいと思う。

保育課長 資料第10号の(4)のところの「要綱や協定の策定後には、」というのが誤解を与えるのではないかとということで、要綱の確定後ということでやりたい。

委員長 協定は結んでも結ばなくてもいいから、協定を結ばない人は見舞金をもらえないのかという問題が起こるといことか。

委員 要綱を大きく変えなければならなくなり、専門委員会が認めた場合、協定はどうなるのか。

保育課長 差し替えるという方法で、担保できるのではないか。要綱が活着ているので、協定を結ぶというのは区が一方的に悪いことをしないという確認の意味でもあるので、大きく変えなければならぬ場合は要綱を変えていく。

委員 今までの協定を破棄して新たな協定を結ばなければならないのか。

男女協働子育て支援部長 協定の中身の作り方になる。読み替えるという方法や、新たな協定を出すという方法も考えられる。

委員 そうすると協定の効力が無くなる。

委員長 要綱に順ずると要綱が廃止されたら、協定も廃止になってしまう。

委員 善意に変更されるとも限らない。

男女協働子育て支援部長 それは大丈夫。

委員 字句や組織の変更はそれでいいと思うが、限定されたものに限らないと協定の意味がなくなってしまう。

男女協働子育て支援部長 変更の中身であるが、医学的な知見に基づく因果関係などは変わっても、ばく露に対する補償は変わらない。

委員長 協定を結んでいるから、要綱は安易に変えられない。専門委員会が大幅に変えようという合意に達したとき、不利な協定の場合協定も変わってしまうのでは、協定を結んだ意味がなくなってしまう。

男女協働子育て支援部長 専門委員会の委員の人选が設置要綱で担保されているので、委員を差し替えて協定を変えることはできない仕組みになっている。

委員 牛島弁護士に相談したら、裁判権を放棄するのではないという一文を入れるべきでな

いかといわれた。

男女協働子育て支援部長 裁判権を放棄した内容では読めない。一切異議を申しませんという内容のものが入っていない。

保育課長 現行の法制度の中で保証されている。屋上屋を重ねるものでない。

委員長 協定の中身にもそういう内容のものは盛り込まない。

保育課長 要綱と中身は一緒である。

委員 そこが確認できればいい。

保育課長 それは心配しなくても大丈夫である。

男女協働子育て支援部長 和解調書にそれが入っていたとしても、和解の前提になっている範囲外の問題が出てきたときは、改めて訴訟もできる。

委員長 新たな事実が発生したら、裁判できるということになる。

委員長 さっきのところだけ残った、専門委員会の設置要綱で今回は罷免権を入れたらどうかという話もあったが、現委員の全員が推薦した委員を選ぶということでいいかと思う。さらに、専門委員会は、資料及び情報の収集に努めるものとするという内容もいいかと思う。この要綱は、どのような扱いになるか。

保育課長 了解をいただければ、一部改正という形で手続きをとりたい。

その他

保護者説明会について

委員長 この後どういう形で、保護者にお知らせしてご意見を伺う予定になるのか。

保育課長 ご確認いただいたものを修正して、108名の保護者にお送りします。年明けがいいという意見があったので、9日の週に送付する。検討時間をいただいた後に説明会を開催したい。説明会の意見を集約して2月中に委員会で確認をいただきたい。

委員長 前は、土曜日、日曜日の2回に分けてやった。委員会からも出席したい。

委員 相談を2時30分からとして、説明会を1時からでどうか。日曜日は午前中が良い。

委員 相談日があるので、土曜日は出られる。

委員長 27日を安達先生と永倉先生で、28日は、私と名取先生で、名取先生がだめだったら永倉先生で願います。議論について質問があったら願います。

保育課長 1月27日1時から2時まで。28日は10時から11時まで、そこで意見をいただくことと、関係者の方なのでメールやFAX等で意見を戴き一覧にしたい。ご意見はどのくらいまででいいか。

委員長 1週間程度でいいのでは。

保育課長 切りのいいところで意見をいただき、資料を作成する。2月の半ばに委員会を開催したい。日程をいただけるなら、ここで決めたい。

委員長 22か23日で決めたいと思う。明日、名取先生に確認をする。

保育課長 資料の送付は1月に入ってから送付する。

委員長 今日これで終了します。

8時30分
以上。